

発議案第10号

専決処分事項の指定について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳隆	印
	同	木下	映実	印
	同	海老原	高義	印
	同	成田	忠志	印
	同	原	弘志	印
	同	横田	誠三	印
	同	西村	幸吉	印
	同	皆川	知子	印

提案理由

事務の簡素化を図り円滑な市政執行及び適正な債権管理等に資するため、市長において専決処分することができる事項を変更する。

これが、本案を提出する理由である。

専決処分事項の指定について

専決処分事項の指定について（平成10年9月22日議決）を下記のとおり変更する。

記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件2,000,000円以下において、法律上市の責務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 市が当事者である和解又は調停で、その目的の価額が2,000,000円以下のものに関する事。
- 3 市が提起する訴えで、その目的の価額が2,000,000円以下のものに関する事。